



厚生労働省認可 環第四二七号

全日本ホテル旅館協同組合

Japan Hotel Ryokan Cooperative

## 組合加入をお断りする主な事由

### 1. 旅館業法下の宿泊施設(ホテル・旅館・簡易宿所営業)では無い場合

違法民泊など所謂、「無許可営業を行っている違法宿泊施設」からの申込を受けた場合、加入拒否は勿論の事、警察に通報させていただきます。

特区民泊、民泊新法で合法化された宿泊施設に関しても、厚生労働省傘下で運営を行っている当組合と、民泊を管理する国土交通省では、法令上の管轄が全く違う為、当組合に加入する事は出来ません。

### 2. 過去に除名処分となった旧組合員の再加入の場合

除名事由となった原因事実が解消していない場合は勿論ですが、除名処分までに至った経緯等も鑑み、基本的に再加入はお受け出来ません。

### 3. 組合員としての資質を問われる場合

加入申込前に員外者として組合の活動を妨害していたような人物である場合、日ごろの行動から加入後、組合の内部秩序が著しく悪影響を受け、組合事業に支障をきたす恐れが十分に予想される場合、加入により組合の信用が著しく低下する恐れがある場合、過去に問題を起こした人物、関係者が別会社から加入を希望した場合、入会書類に虚偽の内容が記載されていた場合、組合定款に定められている出資の引き受け、組合費や経費の負担等が履行できないと判断された場合も入会をお断りします。**(入会届受理後1ヶ月経過しても出資金が確認出来なかった場合、請求内容の不履行等、不信と判断された場合など)**

### 4. 組合側の運営上の事由により入会を拒む場合

期中退会された組合員に関しては、その期中に再加入する事は出来ません。加入および退会については、出資金(資本金)の増減が関わっており、法務局に変更届を行う必要があり、期中にいたずらに加入および脱退を繰り返されると、組合の運営に悪影響を与える為、期中退会者に関しましては、再加入を翌期からの受け入れとさせていただきます。

なお、退会日に関しては、退会の意思を提出(退会届)した日付ではなく、**出資金を返却(減資)した日付をもって退会日**とし、退会届を提出した後、出資金返却を行うまでの期間は、組合員として取り扱われます。

組合加入は勿論ですが、退会に関しても慎重にご判断下さい。

### 5. 反社会的勢力の場合 (反社会的勢力に対する方針を参照)